

国立大学法人化・・・Q&A

全国大学高専教職員組合(全大教)のパンフから転載



教職員組合はどうなるのですか？ また、法人化後の役割はどうなりますか？

従来国家公務員法では職員団体という扱いになっていたのが、法人化後は労働組合法が適用されます。団体交渉権、労働協約締結権、争議権(ストライキ権)といった権利が法律によって保障され、労働組合の役割はますます大きくなります。文科省「調査検討会議」が2002年3月26日にとりまとめた「『新しい国立大学法人』像について」の文章でも「各大学及び国立大学全体としての良好な労使関係の構築にむけた取組が不可欠である。」と述べています



ご質問はいつでも、齋藤(内線5012、E-mail: ssaito@ims.tsukuba.ac.jp)

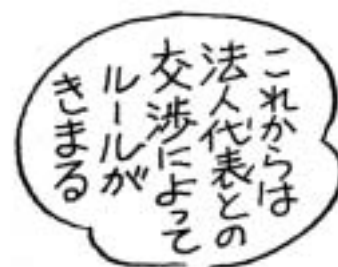
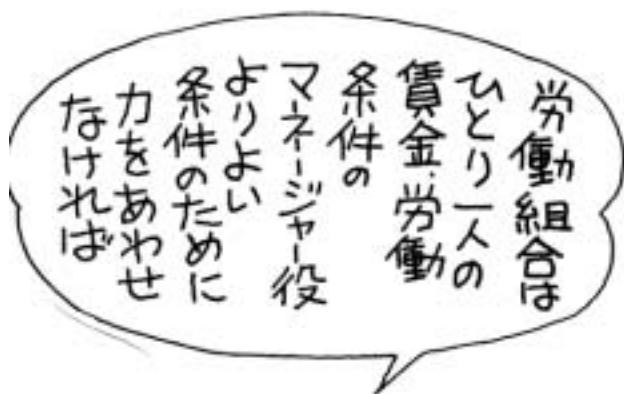
またはE-mail: wout@fweb.midi.co.jp へどうぞ。必要であれば当局担当者にも確認の上、お応えいたします。

Q7 これまで教職員組合に加入する 必要はないと思っていましたが・・・。

これまでは、国家公務員法など公務員関係の法律や規則が一律に適用されていました。法人化後は、就業規則や労使協定、労働協約によって教職員の労働条件は決まります。より働きやすいに労働環境にしていくためには、法人と労働組合との団体交渉によって労働協約、労使協定を結び労働条件を改善していく必要があります。就業規則の作成にも大きく意見を反映できるのが労働組合です。

また、「労使協定」を締結するためには、組合が職場の過半数を超えているか、もしくは職場の過半数の教職員を代表しているという証明（例えば委任状）による「過半数代表制」が必要となり、教職員の労働条件と教育研究条件の改善のためには、益々組合に加入してもらうことが重要になります。

（表【3】参照）



表【3】就業規則・労使協定・労働協約の差異

	就業規則	労使協定	労働協約
過半数要件	あり	あり	なし
作成義務	あり	必要な場合あり	なし（作成＝締結は任意）
届出義務	あり（労働基準監督署）	あり／なし	なし
適用範囲	従業員全体	従業員全体	組合員（協約で協定）
作成者	法人の長（労務担当者）	法人の長と労働組合（労働者代表）	法人の長と労働組合
有効期間	なし	3 6 協定はあり	3 年以内（更新可）